

店頭外国為替証拠金取引説明書【みんなのFX・みんなのシストレ】(新旧対照表)

(下線部分変更)

| 改訂後 | 現行 |
|--|--|
| <p>店頭外国為替証拠金取引説明書 【みんなのFX・みんなのシストレ】</p> <p>(省略)</p> <p>本件FX取引のリスク等重要事項について 本件FX取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所金融先物取引や外貨預金等とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び別途規定する「店頭外国為替証拠金取引約款【みんなのFX・みんなのシストレ】」等を十分に読み、それら内容を理解し、かつ承諾する必要があります。</p> <p>1.～6. (省略)</p> <p>7.当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。したがって、カバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。下記のカバー取引先はお客様が行う本件FX取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生しうる損失、その他お客様の取引の内容もしくは決済又は精算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。 Swissquote Bank SA (銀行業:スイス連邦金融市場監督機構) Stratos Markets Limited (金融商品取引業:英金融行為監督機構) LMAX Broker Limited (金融商品取引業:英金融行為監督機構) Sucden Financial Limited (金融商品取引業:英金融行為監督機構) フィリップ証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) OCBC Securities Private Limited (証券業:シンガポール通貨庁) SBIリクイディティ・マーケット株式会社(リクイディティ プロバイダー) ヒロセ通商株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) IG証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) auカブコム証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) Barclays Bank PLC (銀行業:英金融行為監督機構) Commerz Bank AG (銀行業:独連邦金融監督庁) 株式会社東京金融取引所(金融商品取引所) 大和証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) Standard Chartered Bank (銀行業:英金融行為機構および英健全性規制機構) Bank of America, N.A. (銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理事会)</p> | <p>店頭外国為替証拠金取引説明書 【みんなのFX・みんなのシストレ】</p> <p>(省略)</p> <p>本件FX取引のリスク等重要事項について 本件FX取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所金融先物取引や外貨預金等とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び別途規定する「店頭外国為替証拠金取引約款【みんなのFX・みんなのシストレ】」等を十分に読み、それら内容を理解し、かつ承諾する必要があります。</p> <p>1.～6. (省略)</p> <p>7.当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。したがって、カバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。下記のカバー取引先はお客様が行う本件FX取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生しうる損失、その他お客様の取引の内容もしくは決済又は精算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。 Swissquote Bank SA (銀行業:スイス連邦金融市場監督機構) Stratos Markets Limited (金融商品取引業:英金融行為監督機構) LMAX Broker Limited (金融商品取引業:英金融行為監督機構) Sucden Financial Limited (金融商品取引業:英金融行為監督機構) フィリップ証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) OCBC Securities Private Limited (証券業:シンガポール通貨庁) SBIリクイディティ・マーケット株式会社(リクイディティ プロバイダー) ヒロセ通商株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) IG証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) auカブコム証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) Barclays Bank PLC (金融商品取引業:英金融行為監督機構) Commerz Bank AG (金融商品取引業:独連邦金融監督庁) 株式会社東京金融取引所(金融商品取引所) 大和証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) Standard Chartered Bank (銀行業:英金融行為機構および英健全性規制機構) Bank of America, N.A. (銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理事会)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>Citibank, N.A. (銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理事会) UBS AG (銀行業:スイス連邦金融市場監督機構) Deutsche Bank AG (銀行業:独連邦金融監督庁) JPMorgan Chase Bank, N.A. (銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理事会) 株式会社三井住友銀行 (銀行業:日本金融庁) <u>株式会社三菱UFJ銀行 (銀行業:日本金融庁)</u></p> <p>8. (省略)</p> <p>本件FX取引のリスクについて(省略)</p> <p>本取引システムを利用した本件FX取引にかかるリスクについて(省略)</p> <p>本件FX取引の仕組みについて(省略)</p> <p>本件FX取引の手続きについて(省略)</p> <p>店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為(省略)</p> <p>【当社の概要】(省略) 当社の概要は、次のとおりです。 商号 トレイダーズ証券株式会社 所在地 〒150-6028 東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー28階 加入協会 日本証券業協会 (登録番号0802) 一般社団法人金融先物取引業協会 (会員番号1129) 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 (会員番号347) 一般社団法人日本投資顧問業協会 (会員番号012-02647) <u>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会</u> (会員番号1037)</p> <p>資本金 2,324,285,000円 (平成30年2月6日現在) 代表取締役社長 須山 剛 主な事業 第一種、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業(証券取引事業、外国為替取引事業、投資助言・代理事業等) 登録番号 関東財務局長(金商)第123号 設立年月 平成18年4月</p> <p>【当社への連絡先及び苦情受付窓口】(省略) 「みんなのFX」カスタマーサービス 所在地 〒150-6028 東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー28階</p> | <p>Citibank, N.A. (銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理事会) UBS AG (銀行業:スイス連邦金融市場監督機構) Deutsche Bank AG (銀行業:独連邦金融監督庁) JPMorgan Chase Bank, N.A. (銀行業:米通貨監督庁および米連邦準備制度理事会) 株式会社三井住友銀行 (銀行業:日本金融庁) <u>(追加)</u></p> <p>8. (省略)</p> <p>本件FX取引のリスクについて(省略)</p> <p>本取引システムを利用した本件FX取引にかかるリスクについて(省略)</p> <p>本件FX取引の仕組みについて(省略)</p> <p>本件FX取引の手続きについて(省略)</p> <p>店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為(省略)</p> <p>【当社の概要】(省略) 当社の概要は、次のとおりです。 商号 トレイダーズ証券株式会社 所在地 〒150-6028 東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー28階 加入協会 日本証券業協会 (登録番号0802) 一般社団法人金融先物取引業協会 (会員番号1129) 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 (会員番号347) 一般社団法人日本投資顧問業協会 (会員番号012-02647) <u>一般社団法人日本暗号資産取引業協会</u> (会員番号1037)</p> <p>資本金 2,324,285,000円 (平成30年2月6日現在) 代表取締役社長 須山 剛 主な事業 第一種、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業(証券取引事業、外国為替取引事業、投資助言・代理事業等) 登録番号 関東財務局長(金商)第123号 設立年月 平成18年4月</p> <p>【当社への連絡先及び苦情受付窓口】(省略) 「みんなのFX」カスタマーサービス 所在地 〒150-6028 東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー28階</p> |
|--|--|

フリーダイヤル:0120-637-104

受付時間 午前8時～午後6時(土日を除く)

メール:support@min-fx.jp

本件FX取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

(以下省略)

令和6年12月21日 改訂

以上

フリーダイヤル:0120-637-104

受付時間 07:00～22:00(土日を除く)

メール:support@min-fx.jp

本件FX取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

(以下省略)

以上